

五島市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年2月24日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

4五監第759号
令和5年2月24日

五島市議会議長 木口利光様
五島市長 野口市太郎様

五島市監査委員 橋本平馬
五島市監査委員 荒尾正登

令和4年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和5年8月24日までに本職に通知ください。

記

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査）

第3 監査の対象

1 対象団体及び所管部局

- (1) 対象団体 五島市ブルーカーボン促進協議会（財政援助団体）
- (2) 所管部局 産業振興部（水産課）

2 対象項目

令和3年度に財政的援助（補助金）を与えている団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の着眼点

1 対象団体関係

- (1) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われ、精算報告は適正に行われているか。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (5) 団体の監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。また、定期的に証憑書類と記帳を第三者がチェックする機能があるか。監査の報告が適正になされているか。

2 所管部局関係

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- (3) 補助金の交付目的、補助対象事業及び条件の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また補助金交付団体からさらに補助金を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の必要性を見直す仕組みがあるか。また、目的達成に向け事業効果が図られているか（事業報告、実績報告、事情聴取等）。
- (8) 補助金により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- (9) 補助金の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

第5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、あらかじめ財政援助団体及び所管部局から財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について財政援助団体及び所管部局の職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、監査に伴い、公認会計士の専門的知識、経験等を活用し、監査機能の充実・強化を図るため、監査支援業務を委託し、公認会計士によるリスクや問題点に関する報告を参考にして、監査委員による監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 監査の期間 令和4年9月7日から令和5年2月17日まで
- 2 実施場所 監査委員事務局等
 - (1) 説明聴取
 - ア 実施場所 市役所3階第2委員会室
 - イ 日程 令和4年12月14日
 - (2) 実地監査

ア 実施場所 大浜漁港

イ 日 程 令和4年12月14日

(3) 講評会

ア 実施場所 市役所2階BC会議室

イ 日 程 令和5年2月17日

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項及び指導事項を除き、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることが認められた。

1 財政援助団体：五島市ブルーカーボン促進協議会

(1) 指摘事項

ア 旅行命令及び旅費について

旅行命令の用務場所が変更になったにもかかわらず、旅行命令書を変更していないため、旅費額計算書(請求書)及び領収書の内容とそれぞれ符合していない。旅行命令を変更した場合は、旅行命令書にその旨を記載すべきである。

また、旅費については、同一地域ではないにもかかわらず、日当の範囲内として請求していないため、支給額に不足額が生じている。このほか、食卓料の支給について、宿泊料に朝食代が含まれている場合において、食卓料2,200円から朝食代相当額700円を控除した額1,500円(夕食代)を支給していないものがある。五島市ブルーカーボン促進協議会会計処理規程(令和3年10月29日制定。以下「会計規程」という。)第12条に五島市職員等の旅費支給条例(平成16年五島市条例第48号)に準じた額を支給すると規定されているから、適正な旅費を支給されたい。

イ 支出事務について

藻場再生活動の賃金の支出何に請求書がなく、支出金額を確認できる資料が添付されていないものがある。支出事務については、会計規程第9条「経理責任者は、支払を行うときは、請求書等により支払金額を確認の上、支出何を作成しなければならない。」の規定に基づき請求書の提出を求めた上で、事務処理すべきである。

ウ 日報について

藻場再生活動について、日報がないもの、また日報に時間及び氏名の記載誤りがあるものが散見された。日報は、請求金額の根拠となるものであるから、適切に整理すべきである。

エ 立替払について

請求書による支払ができないことを理由に立替払を行っているが、会計規程に立替払の規定はないから、必要に応じあらかじめ資金前渡の方法により支払い、

精算すべきである。

オ 契約事務について

契約書に印紙が貼付されていないもの、契約保証金の免除条項を誤っているもの、代表者の印鑑がないものが散見された。契約事務については、五島市準公金取扱事務処理規程（平成27年五島市訓令第4号。以下「準公金規程」という。）第5条第2項に基づき、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）を参考に事務処理すべきである。

カ 委託契約について

五島市ブルーカーボン促進協議会の会員である請負業者のガンガゼ駆除実施場所モニタリング委託料395,100円については、意思決定した書類及び契約書がない。会計規程第10条に「契約をする場合は、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に準じた取扱をするものとし、1件15万円以上の契約については、2者以上から見積書を徴しなければならない。」と規定されているから、委託に係る契約事務の透明性の確保を図るため、相手方が特定される場合には当該特定される理由を明確にして決裁を受けた上で、契約を締結すべきである。

(2) 指導事項

ア 預金通帳及び銀行届出印の保管について

預金通帳及び銀行届出印を事務局長（産業振興部水産課長）の机で保管している。準公金規程第6条第1項第3号の規定により、預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行届出印は経理責任者が別に保管するなど、事故防止に努められたい。

イ 支出事務について

支出伺に添付されている請求書に、受付印がないもの、履行確認がなされていないもの、契約書の印鑑と請求書の印鑑が相違しているもの、代表者の役職名、氏名及び代表者印がないものが散見された。会計規程第11条に「検査については、五島市財務規則に準じた取扱をするものとし、綿密かつ公平に行い、支出伺に検査の記録を記載しなければならない。」と規定され、財務規則第100条が検査職員の職務について規定するから、支出伺には、適法な請求書を受理後、受付印を押捺の上、履行確認をして決裁を受けられたい。

ウ 収入事務について

収入伺に内容を確認できる書類が添付されていない。準公金規程第5条第1項第2号に「支出伺及び収入伺は、証拠書類を添付して整理保管すること。」と規定されているから、収入伺には、その根拠となる内容を確認できる書類を添付して決裁を受けられたい。

エ 勘定科目について

賃金の勘定科目に借上料を含めて計上しているもの、報償費などの勘定科目に

支払に伴う口座振込手数料である役務費を含めて計上しているもの、委託費を賃金で計上しているものがある。勘定科目は、経費の内容及び状態を正確に把握できることで補助金の交付の対象となる事業種目及び経費の算定をすることにつながるから、各勘定科目の意味を整理・理解するとともに、チェック体制の構築及び強化が望まれる。また、「賃金」の勘定科目については、源泉徴収の必要性について福江税務署に確認し、源泉徴収不要な「報酬」との回答を受けたことを踏まえ、実態に合わせ見直すべきである。

オ 補助金の交付申請書について

補助金交付申請書に添付している事業費内訳書について、当初予算要求資料を誤って添付したため、総会で議決された予算額と一致していない。事業費内訳書に誤りがないか確認の上、補助金の申請をすべきである。

カ 補助金の実績報告について

活動実績に係る賃金及び旅費の支出額の算定を誤ったため、総会で承認された収支決算書の精算額及び実績報告に誤りがある。実績額の算定に誤りがないか確認の上、補助金の実績報告をすべきである。

キ 補助事業費の変更について

事業の予算額が補助金交付申請時の予算額に対し、需用費で231.3%、委託費で皆増しているにもかかわらず、補助事業の目的達成のため必要な経費の配分であること、補助金額に変更がないことが、五島市藻場を活用したカーボンニュートラル促進事業補助金交付要領（令和3年10月26日産業振興部長決裁。以下「補助金交付要領」という。）第5条第4項「規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助事業の目的を達成するために何らの支障がないと認められる範囲の経費の配分の変更とする。」の規定に該当するとして事業計画変更の報告をしていない。しかし、予算額の100%を超える変更は「軽微な変更」には当たらないから、事前に補助金額及び事業計画について、変更の承認を受けるべきである。

2 所管部局：産業振興部（水産課）

(1) 指摘事項

準公金の管理については、準公金規程第6条第3項の規定により、帳簿は年1回以上、当該事務に従事していない職員による点検を受けなければならないとされている。また、この場合において、点検職員、点検時期、点検方法、点検結果の報告等の具体的実施方法については、所管課等の長が別に定めることとされているところ、産業振興部水産課（以下「水産課」という。）は、点検についての具体的実施方法を定めておらず、当該事務に従事していない職員による点検を受けていない。内部統制が有効に機能するよう準公金規程第6条第3項の規定に基づき適正に事務処理されたい。

このことについては、令和2年度財政援助団体等監査において同様の指摘をしたところであるから、情報の共有を図りたい。

(2) 意見

補助事業費の変更については、予算額が100%を超える変更があり、「軽微な変更」には当たらないから、事前に変更の承認を受けるよう1(2)キで指導したところである。補助金交付要領第5条第4項に定める「軽微な変更」については、事業計画の変更が「補助対象経費の〇〇パーセント以内の額の変更とする」などの基準を設けるよう検討されたい。

3 まとめ

令和4年度財政援助団体等監査の監査結果における指摘事項、指導事項及び意見の件数は、次のとおりである。

	指摘事項	指導事項	意見	合計
五島市ブルーカーボン促進協議会	6件	7件	0件	13件
産業振興部水産課	1件	0件	1件	2件
合計	7件	7件	1件	15件

五島市ブルーカーボン促進協議会においては、支出事務について請求書がないもの、履行確認がなされていないもの、契約事務について意思決定した書類及び契約書がないもの、契約書に代表者の印鑑がないものなどの不備が多数見受けられた。また、補助金の申請等については、添付資料が誤っているもの、各勘定科目の計上及び支出額の算出を誤っているものが見受けられたので、複数職員での確認を行うなどチェック体制を強化し、財務規則及び会計規程の規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

水産課においては、関係する職員が市の会計上の審査を受けることなく準公金の取扱いを行っており、紛失や盗難などの事件や事故の発生リスクを抱えている。このため準公金規程は、第6条第3項において「帳簿は、年1回以上、当該事務に従事していない職員による点検を受けなければならない。この場合において、点検職員、点検時期、点検方法、点検結果の報告等の具体的実施方法については、所管課等の長が別に定める。」と規定しているところであるが、今回監査した水産課は、点検の具体的実施方法を定めておらず、当該事務に従事していない職員による点検を受けていなかった。準公金の取扱いにおいては、五島市ブルーカーボン促進協議会の事務局職員としての責任だけでなく市の管理責任が問われることになるので、不正防止や事故防止の必要性を認識し、速やかに内部牽制機能の強化を図られたい。

以上のとおり、支出事務、準公金の取扱い等に不適正なものが見受けられたから、財務規則、準公金規程、会計規程等にのっとり、適正な事務処理に努められたい。

【参照条文】

○五島市職員等の旅費支給条例（平成16年五島市条例第48号）

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

別表第1（第19条、第20条、第21条関係）

区分	日当 (1日につき)	宿泊料金上限額 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
市長	3,000円	11,800円	10,300円	3,000円
副市長	2,600円	10,500円	9,200円	2,600円
行政職給料表、……の適用を受ける者……	2,200円	8,700円	7,600円	2,200円

備考 略

○五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）

（検査職員の職務）

第100条 略

2 検査職員は、物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。）について契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。

3～8 略

○五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）

（状況報告等）

第11条 略

2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により市長に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2)～(3) 略

○五島市準公金取扱事務処理規程（平成27年五島市訓令第4号）

（準公金の出納等）

第5条 準公金の出納は、団体において定められた経理に関する規程等により適正に行うこととし、出納事務に際しては、次のように取り扱うものとする。

(1) 略

(2) 支出伺及び収入伺は、証拠書類を添付して整理保管すること。

(3)～(5) 略

2 契約に際しては、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）を参考とし、

入札又は見積合わせなどにより競争性を確保するとともに、契約先が特定の業者に偏ることのないよう努めるものとする。

(準公金の管理)

第6条 準公金の管理に際しては、次のように取り扱うものとする。

(1)～(2) 略

(3) 預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行届出印は経理責任者が別に保管するなど、事故防止に努めること。

(4) 略

2 略

3 前項各号の帳簿は、年1回以上、当該事務に従事していない職員による点検を受けなければならない。この場合において、点検職員、点検時期、点検方法、点検結果の報告等の具体的実施方法については、所管課等の長が別に定める。

○五島市藻場を活用したカーボンニュートラル促進事業補助金交付要領（令和3年10月26日産業振興部長決裁）

(状況報告等)

第5条 略

2～3 略

4 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助事業の目的を達成するために何らの支障がないと認められる範囲の経費の配分の変更とする。

5 略

○五島市ブルーカーボン促進協議会会計処理規程（令和3年10月29日制定）

(支出)

第9条 経理責任者は、支払を行うときは、請求書等により支払金額を確認の上、支出伺を作成しなければならない。

2～5 略

(契約)

第10条 契約をする場合は、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に準じた取扱をするものとし、1件15万円以上の契約については、2者以上から見積書を徴しなければならない。

(検査)

第11条 検査については、五島市財務規則に準じた取扱をするものとし、綿密かつ公平に行い、支出伺に検査の記録を記載しなければならない。

(旅費の支給)

第12条 協議会の業務で旅行する者に対しては、五島市職員等の旅費支給条例（平成16年五島市条例第48号）及び五島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）に準じた額を支給する。

第8 財政援助団体の概要

1 五島市ブルーカーボン促進協議会

- (1) 設立年月日 令和3年10月29日
- (2) 設立の目的 協議会は、磯焼け対策のさらなる促進に向け、組織体制の構築、藻場再生活動の実施及び五島市独自のクレジット認証制度の創設などに取組むことを目的とする。
- (3) 事務局所在地 五島市福江町7番1号五島振興局内（五島市役所水産課内）
- (4) 組織
 - ア 役員 4人（会長1人、副会長1人、監事2人）
 - イ 会員 ブルーカーボンに関する各機関、団体の代表者及び知識又は経験を有する者（令和5年2月1日現在の会員数11人）
- (5) 事業の内容
 - ア ブルーカーボン推進組織の調査研究事業
 - イ ブルーカーボンオフセット制度の創設事業
 - ウ 藻場再生活動事業
 - エ その他、協議会の目的を達成するために必要な事項
- (6) 五島市との関わり
五島市から五島市ブルーカーボン促進協議会に対する補助金の額は、令和3年度で13,570,903円となっている。

令和3年度 五島市ブルーカーボン促進協議会 収支決算書

1. 収入の部

費目	本年精算額	本年度予算	比較	備考
補助金	13,570,903	16,665,000	△ 3,094,097	五島市藻場を活用したカーボンニュートラル促進事業補助金
雑収入	0	0	0	
合計	13,570,903	16,665,000	△ 3,094,097	

2. 支出の部

費目	本年精算額	本年度予算	比較	備考
賃金	8,501,944	9,790,000	△ 1,288,056	協議会開催時会員日当 藻場再生活動
報償費	31,609	500,000	△ 468,391	シンポジウム開催時講師謝金
旅費	488,988	2,825,000	△ 2,336,012	総会・部会開催時 先進地視察
需用費	3,701,315	1,600,000	2,101,315	母藻・資材購入 磯仕切網 など
役務費	451,177	1,950,000	△ 1,498,823	備船料
委託費	395,870	0	395,870	モニタリング
合計	13,570,903	16,665,000	△ 3,094,097	

第9 補助金等の概要

1 五島市藻場を活用したカーボンニュートラル促進事業補助金

- (1) 支出根拠 五島市藻場を活用したカーボンニュートラル促進事業補助金交付要領
- (2) 趣旨 市は、藻場を活用したカーボンニュートラルの促進・普及に要する経費について、五島市ブルーカーボン促進協議会に対し、五島市藻場を活用したカーボンニュートラル促進事業補助金を交付する。
- (3) 補助対象事業 藻場を活用したカーボンニュートラル促進事業
- (4) 補助対象経費 設備備品費、人件費、報酬費、需用費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費
- (5) 補助率 補助対象経費の10分の10以内
- (6) 補助金の額 市は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。